

Title	国際機構の国際責任：宇宙損害責任条約における意義
Sub Title	International Responsibility of Intergovernmental Organization in 1972 Liability Convention
Author	大森, 正仁(Omori, Masahito)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.5 (1991. 5) ,p.19- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910528-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際機構の国際責任

——宇宙損害責任条約における意義——

- 問題の所在
 - 1 国際機構の国際責任の原則
 - a 国際責任の意味
 - b 条約による規定
 - c 国際責任の特徴
 - 2 宇宙法体系における国際機構の国際責任の原則
 - a 宇宙条約
 - b 宇宙救助返還協定
 - c 宇宙損害責任条約
 - 3 欧州宇宙機関(E S A)に係わる法的構成
 - a 沿革・構成
 - b 活動・任務
 - c 対外関係
- 結語

大 森 正 仁

問題の所在

国際法における国際責任の問題には、国際違法行為より生ずる責任(Responsibility)の問題と並んで、いわゆる、国際法により禁止されていない行為より生ずる責任(Causality)の問題がある。この両者の法的関係をどの様に体系化するかが国際責任論の分野では大きな課題となっているが、とくに、新たな活動が行われるようになった宇宙や海洋の分野において、具体的に如何なる国際法規則が形成されたのか、あるいは、形成されつつあるのか、を検討することは、このような体系化にとって不可欠の作業である。

また、国際責任をどのような法主体が負うかについては、従来、国際社会において、国家が主要な国際法の規律対象であったことから、国家の国際責任の意味で「国家責任」の語が一般的に用いられて来た。しかしながら、主に国際法の法主体論の分野において、国家のほかに如何なる主体が認められるのかという問題が論議されるようになり、また、その法主体性の基準の一つとして国際責任が挙げられてもいる。国際法の主体が国家のみに限定されることなく、個人や企業、国際機構にも拡大されてきたのは、これらのそれぞれについて、権利が付与され、義務が課されるようになったことを契機としてである。国家以外のものに対して、権利および義務が規定されるようになる、それともない紛争が生じ、そして、特定の場合には、賠償を行う義務が発生することにもなる。この脈絡において、国家以外の法主体の責任についてを論ずる必要が産まれてくる。

国際社会における活動が多様化するにつれ、国際機構の役割も様々の分野に及ぶようになってきた。これにともない、国際機構も単なる調整機能だけでなく、積極的に自己の意思を有し、固有の活動を行うようになってきた。現在では国際機構に関して、その主体性を何らかの形で容認する方向にあり、その国際責任も認められ、国際機構の国際責任に関する法規範の形成が主張されている。³⁾

本稿では、国際機構の責任に関する国際法規則を概観し、そのうち、国際機構の活動分野のひとつとなった宇宙をとりあげ、国際機構がどのような国際法規則により律せられるのかを、具体的な国際機構として欧州宇宙機関(European Space Agency ESA)を例として取り上げ、国際法における国際責任論の枠組のなかで検討してゆく。

- (1) 例文³⁴⁾ Zemanek, *La responsabilité des Etats pour faits internationaux illicites*, INSTITUT DES HAUTES ETUDES INTERNATIONALES DE PARIS, *RESPONSABILITÉ INTERNATIONALE*, 1 (1987); Dupuy, *The International Law of State Responsibility: Revolution or Evolution?*, 11 *MICH. J. INT'L L.* 105 (1989) 参照。
- (2) Bagleton, *International Organization and the Law of Responsibility*, 76 *RECEUIL DES COURS* 319, 325 (1950)。
- (3) 山本草二「政府間国際組織の国際責任」寺沢一ほか編『国際法学の再構築 下』一六一頁(東大出版会、一九七八)、植木俊哉「国際組織の国際責任に関する一考察(一)―欧州共同体の損害賠償責任を手がかりとして―」『法学協会雑誌』一〇五巻一一五二頁(一九八八)。

1 国際機構の国際責任の原則

a 国際責任の意味

責任については、二つの側面が存在している。第一は他の国際法主体の負う責任に対して国際請求を提起することであり、第二は、自らの行為に対して責任を負うという立場である⁽⁴⁾。

国家の国際責任に関しては、第一の側面について、これまで、個人の被った損害に関してであっても国家の被った損害について請求を行うこととされてきた。原則として、個人ではなく国家の被った損害に対して国家が請求を行うのであるとされている。

ホルジョウ工場事件において、常設国際司法裁判所は、国家責任との関係で、国家の損害と個人の損害との関係に

ついで次のように述べている。

違法行為の賠償が、被害国の国民が国際法に違反する行為の結果として被った損害に相当する賠償と一致しうることは、国際法の原則である。これは、最もよく用いられている賠償形式でさえある。ドイツは、本件でその形式を選択したのであり、その許容性は争われていない。しかしながら、一国が他国に対してなすべき賠償は、個人の被った損害を、賠償金の算定についての尺度とするような賠償の形式をとることによって、その性質を変えるものではない。賠償を律する法の規則は、当該二国間で効力のある国際法の規則であって、違法行為をなした国と損害を受けた個人との間の関係を律する法ではない。その侵害が損害を引き起こすところの個人の権利または利益は、国に属する権利とは常に別の平面上にあるが、同一の行為によって等しく国の権利をも侵害されうる。それゆえ、個人が被った損害は、国が被る損害と本質的に決して同じではない。個人の損害は、国に支払われべき賠償の算定のための便宜的尺度を提供しうるだけである。^(c)

本判決では、ドイツの会社の被った損害とドイツ自身の被った損害とを区別している。

このように、国の被った損害のみを国際法は取り扱うという立場に対して、実際上は個人の損害を考慮すべきであり、国の損害の背景に個人の損害があることから、請求もまた、事実上、国にではなく個人に属すると考えるならば、被害者の国籍国以外の機関を請求の提起について考える余地が生じてくる。^(c)

この国家の国際責任と同じ理論が、国際機構の責任について適用されるか否かが問題となる。損害に関しては、国際機構の場合に、機構自身が被った損害についてのみが対象とされるのか、個人の被った損害をどのように扱うのかを検討しなければならない。一九四九年に国連が国際司法裁判所の勧告的意見を求めた際には、この点に關しての考慮より、裁判所の判断すべき争点について、次のような表現がとられている。

国際連合の職員が、一国の責任を伴うような情況において、その任務遂行中に損害を蒙った場合には、国際連合は、国際機構として、責任がある法律上または事実上の政府に対し、次のものに生じた損害の賠償を得るために、国際請求を提出する資格を有しているか。

(a) 国際連合、

(b) 被害者または同人を通じて権利を有する者⁽⁷⁾

国際司法裁判所は、(a)について、この損害が、もっぱら機構それ自身の利益、その活動の手段、機構が管理するその財産および利益に生じた損害であり、機構がこれらの損害について請求を提出する能力を有していることは明らかであるとしている。⁽⁸⁾ また、(b)については、機構に委託された任務の特徴およびその職員の使命の性質を考慮するならば、一定の範囲内で、その職員の機能的保護を行う機構の資格が、憲章により必然的に推断されることは明らかに考えている。⁽⁹⁾ 国際司法裁判所は、この際に、国連は国連自体に対する義務の違反に請求の基礎を置くことにより、職員が被った損害の賠償を求めうるだけであると判断している。⁽¹⁰⁾

国際責任の第二の側面、即ち、自らの行為について責任を負うという点について、国家がこのような能力を有していることは争われていない。例えば、国際法委員会の国家責任に関する法典化作業により作成された草案第一部第二条は、国家の国際違法行為能力について規定し、「国家はすべて、その国際責任を生ぜしめる国際違法行為を犯しうるものとされる可能性のもとにおかれる。」とする。⁽¹¹⁾

このように、国家には違法行為能力のあることが一般的に認められているのに対して、国際機構の国際違法行為能力については、個々の国際機構により異なる可能性があり、この点で一律に判断することは困難である。国際機構の国際責任の概念が提起する問題として、国際機構が国際義務をどの様な条件において履行しなければならぬのか、また、不履行が如何なる結果をもたらすか、があり、さらに国際機構と加盟国との関係が問題となる。例えば、平和維持活動に従事する国連軍の活動に対する責任を、兵力を派遣した加盟国または国連のどちらかに、あるいは両者に負わせるのかについては、実行および理論は国連にこの責任を負わせようとする傾向にある。⁽¹²⁾ 国連は、つねに、その実効的管理の下にある軍隊が、軍隊の構成員の活動に適用のある一般的国際条約に従うことを確保する責任を負って

おり、また、構成員が損害を生ぜしめたときには、国際機構が法的責任を負うとされてきた。⁽¹⁵⁾

責任の負担については、加盟国が共同して、または、連帯して (*severally and jointly*) 負う場合、機構と加盟国が連帯して負う場合、国際機構が第一次的に、加盟国が第二次的にのみ負う場合、国際機構がもっぱら負う場合がそれぞれ考えられる。⁽¹⁴⁾

従って、国際機構の負う国際責任は、国際機構の法的機能の具体的な態様に深くかかわるものであるとされ、⁽¹⁵⁾ 国際機構の個別具体的な目的、構造、機能を見てゆく必要がある。

b 条約による規定

国際機構がどの様な責任を負うのかについては、各国際機構の具体的内容を検討する必要があるが、他方、どのような国際義務が国際機構に課せられるのかをも同時に検討する必要がある。ここでは国際機構にその適用を意図している条約のいくつかを検討することにより、条約で予定された国際機構の国際責任の枠組について概観することにする。

一九八二年に採択された国連海洋法条約第三〇五条1(イ)において、国際機構は附属書Ⅹに従って条約に署名することを認められている。⁽¹⁶⁾ この署名については、国家の批准と同様の行為である「正式確認」⁽¹⁷⁾ が必要である。また、同条約第三〇七条は、国際機構の加入を附属書Ⅹに従うことを条件としている。

国連海洋法条約第一条2(2)によると、条件を満たして条約の当事者となった国際機構については、条約が準用される (*mutatis mutandis*)、条約中に「締約国」とされている規定についても国際機構に適用されるとされている。

同条約附属書Ⅹは、国際機構による条約への参加について詳細な規定を設けている。同附属書第一条によれば、あ

らゆる国際機構が条約の当事者となるのではなく、政府間国際機構であること、国連海洋法条約の規定する事項について構成国の権限が委譲されていること、条約締結権をその事項について有すること、が必要である。また、署名および正式確認書・加入書寄託の条件として、国際機構の構成国の過半数が国連海洋法条約に署名していること、批准書・加入書を寄託していること、を挙げている¹⁸⁾。

国際責任との関係において注目されるのは、国際機構が構成国より委譲された権限の範囲と紛争解決手続についてである。前者の権限の範囲については、国際機構が寄託する正式確認書または加入書に委譲された権限を明示することを要求している¹⁹⁾。これに基づき権限を有する締約者は、条約義務の不履行、条約違反について責任を有するとされており(附屬書Ⅱ第六条、国際機構と構成国との関係では、締約国たる構成国に権限を有することについての推定をして、両者の関係の不明確な場合に対応している(附屬書Ⅱ五条3))。後者の紛争解決手続については、原則として第一五部の規定が準用されている(附屬書Ⅱ第七条²⁰⁾)。

なお、ソ連が海洋法条約への国際機構の参加に反対して一九七九年に提出した案には、国により設立された国際機構が条約の律する分野で活動を行うのならば、国際機構が条約の権利・義務の受諾を宣言することを条件として、条約規定が適用されるという内容が盛り込まれていた²¹⁾。

一九八五年に締結されたオゾン層の保護のためのウィーン条約では、「地域的な経済統合のための機関」が条約当事者となることを認めており、第一条6に定義規定が置かれている。同条約第一三条2によると、機関の構成国のいずれも条約の締約国となっていない場合には、当該機関が条約上のすべての義務を負うと規定されている。また、機関の構成国が条約の締約国となっている場合には、機関と構成国が条約に基づき義務の履行に関して、各々の責任を決定することとしている。このような機関と構成国の両者が当事者である場合には、条約に基づく権利を同時に行使

することはできない。

一九八七年に作成されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書も国際機構の参加を認めている。また、第八条において、議定書に対する違反の認定および認定された締約国の処遇に関する手続、制度を検討し、承認すると規定している。⁽²²⁾

一九八六年三月二日にウィーンで採択された国際機構条約法条約⁽²³⁾は、一九六九年の条約法条約が国家間の条約に關してを規律するのみであったので、国と国際機構との間及び国際機構と国際機構との間の条約を対象として作成された。

この国際機構条約法条約の最終条項では、第八二条で、署名について、すべての国、ナミビアの他に、条約採択会議に招請された国際機構にも開放されている。この規定に基づいて国際機構が署名を行っている。⁽²⁴⁾また、加入についても第八四条1により、条約締結権を有するいかなる国際機構も、条約に加入しうることを認めている。ただし、この加入の際には、当該国際機構が条約を締結する能力を有する旨の宣言が加入書中に含まれなければならない。

c 国際責任の特徴

国際機構の被った損害に対する国際請求権及びその活動より生じた損害に対する責任の問題は、国際機構の国際法主体性の議論と深く係わっている。特に、構成国ではない第三国との関係において、国際機構がどのような法的状況に置かれるのかは、国際法上の原則ともされている。合意は第三者を益しも害しませず (*Pacta tertiis nec nocent nec prosunt*) を厳格に適用するとすれば、何らの関係も生じないことになる。他方、国際機構の法主体性を設立文書ではなく、国際慣習法に求めようとする立場からは、特定の要件(例えば構成国の数)により、普遍的な法主体性が導きた

されることになる。

現在、国際機構の法主体性については、前者の立場に立ちつつ、第三国による承認により、非構成国との関係を説明しようと試みられている。

このような包括的な主体性をめぐる議論を前提としながら、責任については、問題は、各国際機構がどのような権利を有し、義務を課されているかに依存する。国際機構が違法な行為について責任を負うのは、国際機構に明確に課された義務の違反によるのであり、国際請求を提起するのは、他の法主体が国際機構に対して負っている国際義務に違反する場合である。⁽²⁵⁾

しかしながら、この権利・義務は、国家のそれと同一ではなく、国際機構に固有の特徴を帯びている。それゆえ、国際責任についても幾つかの点を指摘することができる。

国際機構は国家と同様、特定の地位にある自然人を通じてのみ行為をなす。従って、如何なる機関の行為が国際機構の行為とされるのかについての、いわゆる主観的要因が問題となる。国家に関しては、国家機関、例えば、立法機関、司法機関、行政機関の作為・不作為が国家の行為とされる。国際機構については、機構ごとに構造の異なることから、どの様な行為が国際機構の行為となるかは、個別的に判断せざるを得ない。この際に権限超越、私人としての行為等が問題となる。ただ、この点で国家の場合と異なっているのは、これまで国家の国際責任の分野で大きな問題とされてきた私人行為については、原則として、国際機構が領域管轄権を有さず、また、国民にあたる私人が存在しないことから、従来の理論の適用は限定的なものとなる。

国際機構の職員の種類は多様であるが、その範囲については、一九四九年の損害賠償事件において、ICJは機関(agent)の意味を、有給であるか否か、常勤であるか否かにかかわらず、国際連合の機関によって機能を行うよう又は行うのを補助するよう任されたあらゆる人、つまり、国際連合が彼を通じて活動する、その人としている。この様な

定義の機関(agency)は、一九四六年の「国際連合の特権及び免除に関する条約」に定められた職員(official)の範囲を越えるものである。ICJの勧告的意見によれば、特権・免除を享有しない者についてであつても、国連は請求を行うことができることになる。⁽²⁶⁾

国際請求の観点からは、国際機構の職員は、通常の状態における国民ではなく、国家の公務員に類似の地位を有するものと考えられ、特権・免除の問題が生ずると並んで、職員に向けられた行為が、国際機構自体に対して為されたものと解されうる。このような場合には、国内的救済完了の原則が適用されるか否かの問題が生じうる。

国家による自国民のための請求と自国の機関のための請求とについてこれまでなされてきた区別によると、自国民の場合には、国内的救済がつくされなければならないのに対して、自国の機関の場合には、この原則の適用がなく、直接相手国に請求を提起することができるとされてきた。国際機構が請求を提起する場合には、この国内的救済完了の原則が適用されるのが問題となる。特権・免除条約等の存在する場合には、この放棄の必要が生ずるが、国際機構の職員に付与された特権・免除は機能的なものであるもので、救済を求める余地の多く残されていること、また、この原則の本来の役割である紛争の国際化を防止するという点からは、利用可能な場合には、原則として、国内救済手続によるべきと思われ⁽²⁷⁾る。

(4) D. W. BOWETT, THE LAW OF INTERNATIONAL INSTITUTIONS 362-363 (4th ed. 1982). 山本前掲注(3)論文二六一―二六十四頁。

(5) 1928 C. P. J. I., Serie A, n° 17, at 27-28.

(6) Eagleton, *supra* note 2, at 354-356.

(7) Reparation for injuries suffered in the service of the United Nations, 1949 I. C. J. 174, 180-181.

(8) *Id.* at 180.

(9) *Id.* at 184.

- (10) *Id.* at 188.
- (11) 村瀬信也監訳『国家責任』に関する条文章案注釈(一)『立教法学』二三号一七〇—一七二頁(一九八四)。
- (12) Günther, *International Organizations, Responsibility*, 5 ENCYCLOPEDIA OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW, 162, 163 (1983).
- (13) *Id.* at 163.
- (14) *Id.* at 162.
- (15) 山本前掲注(3)論文一九七頁。
- (16) 欧州経済共同体が一九八四年二月七日に署名している。なお、一九五八年の海洋法四条約および議定書では、国際機構の署名は認められていなかった。
- (17) 国際機構条約法条約第二条参照。
- (18) 附属書Ⅱ第二条、第三条1。この過半数の条件は、廃棄の規定では、構成国が一国でも条約の締約国であれば、廃棄は認められないとされていることから、署名または正式確認書・加入書寄託の際にのみ限定されていると考えられる。
- (19) 欧州経済共同体は署名に際して附属書Ⅱ第二条に従い宣言を行っている。その内容については、外務省『海洋法と海洋政策』第九号九三—九六頁(一九八六)参照。
- (20) なお、最終規定の国際機構の参加について、M. H. NORDQUIST, 5 UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA 1982: A COMMENTARY 184-194 (1989) 参照。また、本稿では取り上げなかったが、国連海洋法条約で設立される国際機構である国際海底機構の国際責任についての問題がある。
- (21) *Id.* at 187. このソ連案は、後述の宇宙法における受諾宣言方式と類似している。
- (22) Temple Lang, *The Ozone Layer Convention: A New Solution to the Question of Community Participation in "Mixed" International Agreements*, 23 C. M. L. REV. 157 (1986). なお、一九八六年のチェルノブイリの原子力発電所で生じた事故を契機として、同年、原子力事故通報条約および原子力事故援助条約が作成されたが、それぞれ第二条5および第一四条5に国際機構の加入を認める規定を置いている。
- (23) 25 I. L. M. 543 (1986).
- (24) 署名開放の期間中に署名を行った国際機構は、FAO、ICAO、ILO、IMO、ITU、UNESCO、WHO、WMOである。
- (25) 国際機構の権利・義務が、いかなる法源により生ずるかの問題がありうる。国家の国際責任においては、国際法委員会章

案第一部第一七条において、慣習法、条約、その他が考えられている。国際機構については、条約に関しては設立文書により条約締結機能が付与されていると解される場合には問題はない。他方、慣習法等については、その拘束力を別個に検討する必要がある。なお、国際機構条約法条約第三八条は、条約の規定が慣習法となり第三の国際機構を拘束することを認めている。

(26) Hardy, *Claims by International Organizations in Respect of Injuries to their Agents*, 37 *Burr. Y. B. Int'l. L.* 516, 522-523 (1961).

(27) *Id.* at 525-526; Cancado Trindade, *Exhaustion of Local Remedies and the Law of International Organizations*, 57 *REVUE DE DROIT INTERNATIONAL DE SCIENCES DIPLOMATIQUES ET POLITIQUES*, 81, 82-86 (1979). なお、国際機構に対して外交的保護が向けられた場合の国内的救済を含む様々の問題について、Ritter, *La protection diplomatique a l'egard d'une organization internationale*, 8 *ANNUAIRE FRANÇAIS DE DROIT INTERNATIONAL* 427 (1962); Gramlich, *Diplomatic Protection Against Acts of Intergovernmental Organs*, 27 *GERMAN Y. INT'L. L.* 386 (1984) 参照。

2 宇宙法体系における国際機構の国際責任の原則

a 宇宙条約

一九六三年に国連総会決議として採択された「宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する法的原則の宣言」⁽²⁸⁾の第五には、国際機構について、「……国際機構が宇宙空間において活動を行う場合には、その国際機構とこれに参加する国がこの宣言に定められた諸原則を遵守する責任を有する。」との原則があり、宇宙条約第六条はこれとほぼ同様の規定を置いている。

また、宇宙条約第一三条は、政府間国際機構の枠内で行われるものを含め、国家の共同活動に宇宙条約の規定が適用されるとし、「……月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における政府間国際機関が行なう活動に関連して生ずる実際的問題は、条約の当事国が、当該国際機関又はその加盟国でこの条約の当事国である一若しくは二以上

の国と共同して解決するものとする。」と規定している。この規定に対応する原則は、法原則宣言には見当らない。

国際機構の参加問題は、宇宙条約作成の際に問題となつたうちの一つで、西側諸国と東側諸国の対立していたところである。宇宙空間平和利用委員会の法律小委員会における起草経緯²⁹⁾を見ると、第六条の規定について、この規定が国際機構に責任のみを課すものであり、条約上の利益を国際機構に付与するのを否定しているとの見解があった。これは、宇宙活動を主として国際機構の枠内で行つていた欧州諸国を中心として主張された。国際機構が独自の主体として条約の当事者になることを認めるべきとする見解に対して、ソ連は、国際法上、国のみが条約の当事者となるのであり、第六条の規定は、たとえ国際機構の枠内において活動するのであれ、条約当事国に条約の規定を課しているにすぎない、と主張して³⁰⁾いた。英国は、国際機構が条約の当事者となることなく、条約の規定に法的に従いうる手続を定めた新しい条文を提案した。それは、次のような内容の提案であつた。³¹⁾

- 1、月及びその他の天体を含む宇宙空間において活動を行う国際機構が、条約規定に従うことを受諾し約する旨の宣言を（…寄託者…）に通告する場合には、（…ここに国による署名、批准、加入に関する条への言及を挿入…）条を除くすべての規定は、条約の当事国である国に適用されるのと同様に、国際機構に適用されなければならない。
- 2、この条約の当事国は、前記の活動を行い、自国が構成国となっている国際機構が第一項にいう宣言をなす権限が付与され、宣言をなすよう確保するため、最大の努力を払うことを約束する。
- 3、この条約の当事国は、前記の活動を行い、自国が構成国となっている国際機構が、第一項により宣言をなすまでの間、相互主義に従い、この条約に定められた原則に従つて活動するよう確保するため、自国の用いうる措置をとらなければならない。

この英国提案は受け入れられなかったが、国際機構に関する別個の規定を設けようとの機運があり、その結果、法原則宣言にはなかつた第一三条の規定が宇宙条約に盛り込まれることとなつた。この規定は、国際機構を条約の当事者とすることなく、条約が国際機構の枠内でなされる宇宙活動にも適用されることを明らかにしている。そして、個別

の問題における条約適用の問題は、条約当事国と国際機構の加盟国との間で解決されるべき内部事項とされている。⁽³²⁾

現行の宇宙条約では、国についてのみ署名が開放され、加入が認められている。これは、東側の見解が優先した結果であった。⁽³³⁾従って、国際機構は条約中の規定で触れられているものの、条約当事者となることは認められていない。第六条及び第一三条は、宇宙条約の当事国であり、かつ、問題となる国際機構の構成国に向けられた規定であることは確かである。

他方、国際機構については、例えば、第六条の規定により国際機構をも条約を遵守する責任を負うとされていることから、条約当事者ではないものの、何らかの関係が生じていると解される。⁽³⁴⁾

なお、損害賠償について規定した法原則宣言の第八および宇宙条約第七条の規定は、国際機構について直接には言及していない。

b 宇宙救助返還協定

一九六八年に作成された宇宙救助返還協定の第六条は、「打上げ機関」の定義をなしている。そこでは、打上げについて責任を有する国と並んで、政府間国際機構が打上げ機関となることを認めた次のような規定を置いている。

この協定の適用上、「打上げ機関」とは、打上げについて責任を有する国又は、国際的な政府間機関が打上げについて責任を有する場合には、当該政府間機関をいう。ただし、当該政府間機関がこの協定の定める権利及び義務の受諾を宣言し、かつ、当該政府間機関の加盟国の過半数がこの協定及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に因する条約の締約国である場合に限る。

このように国際機構を打上げ機関とすることについては、協定作成の際に争われたところである。一九六四年一〇月二六日付ソ連の提案には、国際機構に関する規定がなかった。この提案に対して、米国、オーストリア・英国、オー

ストラリア・カナダ、が国際機構の規定を含む修正⁽³⁵⁾、追加を主張した。ソ連も、このような動きに対して、「この協定の規定は、適当な場合には、政府間国際機構により打ち上げられる宇宙船の乗組員及び宇宙物体に適用される。宇宙船の乗組員の救助又は返還及び宇宙物体の救助又は返還に関する実際上の問題は、締約国がその裁量により、関係国際機構又は一以上のこの協定の当事国で国際機構の構成国と解決する。」⁽³⁶⁾という文言の追加を提案した。この提案は、国際機構に関する宇宙条約第一三条の規定と類似の内容の提案であった。

一九六七年六月二一日のオーストラリア・カナダの共同提案改訂版の第七条には、国際機構が協定遵守の受諾を宣言することにより、協定が当該国際機構に適用されるとする趣旨の規定が置かれていた。⁽³⁷⁾同年一月二二日の協定草案では、第六条で打上げ機関に国際機構が含まれるとされているが、ここでは、当該機構の構成国の全てが、この協定と宇宙条約の締約国であることを条件としていた。⁽³⁸⁾この草案について法律小委員会の審議が行われ、英国は、機構の構成国の過半数が協定と宇宙条約の当事国であるべき、との主張をなした。⁽³⁹⁾英国の主張に多くの国が賛成し、この草案の改訂版の第六条には、現行規定と同様の内容が盛り込まれた。⁽⁴⁰⁾

このように、西欧諸国を中心として国際機構承認の立場がとられたのに対して、ソ連側は国際法の主体が国家に限られることをあげ、また、国際機構が領域を持たず、条約上の義務を履行しえないとして、反対していた。また、政治的にも、存在していた国際機構の欧州ロケット開発機構 (European Organization for the Development and Construction of Space Vehicle Launchers ELD O) を NATO と同じように敵視していたとされている。この様な対立が存在していたが、最終的にはソ連側が歩み寄ることとなった。⁽⁴¹⁾

国際機構の加盟国の過半数が協定と宇宙条約の締約国であることを条件としつつも、宣言により、「打上げ機関」に政府間国際機構が含まれるとし、国際機構への直接の条約適用可能性を認めている点では、宇宙救助返還協定は、宇宙条約と較べると一層国際機構に対して容認の立場にある。しかしながら、依然として、協定自体への署名等は認

められておらず、国家と同等な地位を付与されているのではない。

c 宇宙損害責任条約

宇宙損害責任条約の起草過程においても、国際機構の取扱が問題とされた。ソビエト陣営が宇宙条約を出発点としようとしたのに対して、国際機構の枠組のなかで宇宙活動を行うことを考えていた諸国は、宇宙救助返還協定を出発点としようとした。規定について合意に達するのには、時間がかかったが、一九六九年の宇宙空間平和利用委員会の最終合会において、委員会の議長が、争いのある他のすべての問題が解決されるのならば、次の原則に基づいた規定により合意が可能であろうとして、国際機構の構成についての条件、条約上の権利・義務の受諾宣言、国際機構の第一次的賠償責任、国際機構の構成国による請求の提起等についてを内容とした報告をなすことができた。⁽⁴²⁾

宇宙損害責任条約の第二条は、国際機構と損害賠償の関係について次のように規定している。

1 この条約において国に言及している規定は、第二十四条から第二十七条までの規定を除くほか、宇宙活動を行ういずれの国際的な政府間機関にも適用があるものとする。ただし、当該政府間機関がこの条約の定める権利及び義務の受諾を宣言し、かつ、当該政府間機関の過半数がこの条約及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締約国である場合に限る。

2 この条約の締約国であって1の政府間機関の加盟国であるものは、当該政府間機関が1の規定による宣言を行うことを確保するため、すべての適当な措置をとる。

3 国際的な政府間機関が損害につきこの条約に基づいて責任を負うこととなる場合には、当該政府間機関及び当該政府間機関の加盟国であってこの条約の締約国であるものは、次に定めるところにより連帯して責任を負う。

(a) 損害の賠償についての請求は、最初に当該政府間機関に対し行われるものとする。

(b) 損害の賠償として支払うことが合意され又は決定された金額を当該政府間機関が六箇月以内に支払わなかった場合に限り、

請求国は、当該政府間機関の加盟国であつてこの条約の締約国であるものに対し当該金額の支払を求めることができる。

4 1の規定による宣言を行った政府間機関に与えた損害の賠償についての請求であつてこの条約に基づいて行われるものは、当該政府間機関の加盟国であつてこの条約の締約国であるものが行う。

この規定に基づいて、ESAとEUTELSATが現在受諾宣言を行っている。この第二二条の規定は、国際機構が宇宙活動を行うことを前提とした規定である。第3項は、宇宙活動を行う国際機構が、その活動により損害を与えた場合の規定であり、国際機構の構成国と条約の締約国に連帯責任を負わせることを意図している。

国際機構の宇宙活動に関しては、損害賠償をどのような形態によりなすのかについて様々な意見が存在していた。第3項の起草過程では、(1)国際機構のみ、(2)国際機構のすべての構成国、(3)国際機構の構成国で条約の当事国、(4)国際機構により登録国とされた構成国、(5)国際機構及び構成国の両者で被害者により選択、(6)第一に国際機構、第二に構成国、という案があつた。⁽⁴³⁾現在の第3項の規定は、連帯責任を負うとしながら、請求は第一に国際機構に対してなされ、賠償の支払がなされない場合には、当該国際機構の構成国で、かつ、責任条約の締約国であるものに支払を求めることができる⁽⁴⁴⁾とされている。第3項(b)により支払請求がなされる場合、どの国に対してかは明示されておらず、要件を満たすいずれの国に対しても請求することができる⁽⁴⁵⁾と解される。対内的な各国の負担部分については、損害を発生させた宇宙活動がどのようなプログラムのもつてなされたのかをも検討する必要があるが、原則として、構成国間の取極に委ねられている。

第4項は、国際機構が損害を被つた場合についての規定である。第3項(a)において損害賠償責任が第一次的には国際機構自身にあるとされたのに比して、第4項では、国際機構が被つた損害の賠償を直接に他の国に対して提起することを認めていない。すなわち、国際機構の財産が損害を受けた場合には、国際機構が直接に打上げ国に請求を提起するのではなく、機構の加盟国のうちで、宇宙損害責任条約の締約国でもある国が打上げ国に請求を行うこととされ

ている。各国の提案の中には、国際機構が自ら請求を提起することができるものもあったが、⁽⁴⁵⁾ 現行の責任条約の枠組で請求をなす場合には、例えばESAおよびUTELSATは直接に請求を提起することはできない。

このことは、国際機構の権能に関連して、国際司法裁判所の損害賠償事件で国連に認められた請求権の行使とは異なる形態をとるものである。その理由は、国際機構に対して否定的な国の態度から生じたものと考えられている。⁽⁴⁶⁾ しかしながら、この国際機構の権利は、責任条約の枠組みにおいて制限されているに過ぎず、その他の場合には、国際請求について直接に請求権を行使する余地はありうると考えられる。

以上に見た宇宙条約、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約の他に、一九七五年の宇宙物体登録条約第七条、一九七九年の月協定第一六条に国際機構への条約適用に関する規定がある。また、条約の形態をとっていないが、一九八二年の「国際直接テレビジョン放送のための人工衛星の国家による利用を律する原則」⁽⁴⁷⁾には、国際機構への適用についての一般規定はないが、第9項で国際機構が行う国際直接テレビジョン放送より生ずる責任を国際機構と構成国とが負うとされている。一九八六年の「宇宙空間からの地球のリモートセンシングに関する原則」⁽⁴⁸⁾にも、国際機構への適用条項は独立して規定されていないが、原則XVにおいて責任との関係で言及されている。

(28) G. A. Res. 1962 (XVIII) 13 Dec 1963. なお、法原則宣言と宇宙条約の規定では、後者が「国際機関及びこれに参加する条約の当事国の双方が」と規定してゐる点で異なつてゐる。

(29) Dembling, *Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, Including the Moon and Other Celestial Bodies*, 1 MANUAL ON SPACE LAW 1, 31 (N. Jassenthiyana & R. S. K. Lee ed. 1979).

(30) A/AC. 105/C. 2/SR. 67.

(31) Working Paper No. 17, 25 July 1966. この英国提案は欧州諸国等の支持を得たが、ソビエト陣営の強い反対にあつた。なお、米国はこの問題が討議されてゐるまいだ、提案を賛成する積極的な関与をしなかつた。Dembling, *supra* note 29, at

- 31.
- (32) Dembing: *supra* note 29, at 32.
- (33) この他に、参加、紛争解決が問題となり、国際機構の問題と同様、東側諸国の見解が優位した形で規定された。拙稿「宇宙法における国家責任の法理—保証責任及び損害賠償責任を中心として—」『空法』二九号五—六頁（一九八八）参照。
- (34) この関係については、例えば、ウィーン条約法条約に言う第三国（ここでは第三者）と類似の関係を考えることでもあり、
- (35) WG. 1/27, WG. 1/29, WG. 1/30, 3 MANUAL ON SPACE LAW 127-131 (N. Jasentuliyana & R. S. K. Lee ed. 1979).
- (36) WG. 1/31. *id.* at 131.
- (37) A/AC. 105/C. 2/L. 20.
- (38) A/AC. 105/C. 2/L. 28.
- (39) A/AC. 105/C. 2/SR. 86, at 13.
- (40) A/AC. 105/C. 2/L. 28/Rev. 1.
- (41) 山本卓二「宇宙救助返還協定における国際協力の法形態」『成蹊法學』二七七六頁（一九七〇）。Lee, *Assistance to and Return of Astronauts and Space Objects* 1 MANUAL ON SPACE LAW 53, 61 (N. Jasentuliyana & R. S. K. Lee ed. 1979)
- (42) Cheng, *International Liability for Damage Caused by Space Objects*. 1 MANUAL ON SPACE LAW 83, 106-107 (N. Jasentuliyana & R. S. K. Lee ed. 1979).
- (43) FitzGerald, *The Participation of International Organizations in the Proposed International Agreement on Liability for Damage Caused by Objects Launched into Outer Space*. 3 CAN. Y. INT'L. L. 265, 273-275 (1965).
- (44) 宇宙損害責任条約第一条の定義によると、損害とは、国際機構の蒙った財産の滅失・損傷が含まれる。第八条の適用により、国際機構の自然人の死亡・身体の傷害等も含まれると解される。
- (45) 米国家 A/AC. 105/C. 2/L. 7/Rev. 2.
- (46) D NGUYEN QUOC, *DRÖIT INTERNATIONALE PUBLIQUE* 1072 (3^e ed. 1987). 国際機構による国際請求は認めつつあるものの、機構の構成国による請求と国籍国による請求との競合が生ずる可能性がある。
- (47) G. A. Res. 37/92, 10 Dec 1982.
- (48) G. A. Res. 41/65, 3 Dec 1986.

3 欧州宇宙機関(ESA)に係わる法的構成

宇宙活動においては、各国の国際協力の重要性が認められているが、国際協力を制度的枠組の中に位置づけて行う普遍的な国際機構は、現在までのところ存在していない。他方、特定の目的を有する機能的な国際機構は存在している。インテルサット、インマルサット、インテルスプートニク、ユーテルサット、アラブサット、ユーメトサット等の国際機構があるが、これらは、宇宙通信、地球探査の分野に限定された商業的性格の営利を目的とする国際機構である。これに対して、欧州宇宙機関(European Space Agency ESA)は、研究・開発をめざして活動を行う地域的一般的国際機構である。⁽⁴⁹⁾

また、ESAはこれまでに、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約に関して受諾宣言を行っている。⁽⁵⁰⁾ここでは、このESAの沿革・構成、活動・任務、対外関係について概観し、国際機構の宇宙活動をめぐる国際責任についての側面を考察することとする。

a 沿革・構成

国際機構による欧州の宇宙活動は、一九六二年六月一日に署名され、一九六四年三月二〇日に発効した条約により、欧州宇宙研究機構(European Space Research Organization ESRO)がCERNをモデルとして結成されたことに始まる。当初は科学的性格のプログラムにより成功をおさめ、その後、一九六八年にヨーロッパの最初の衛星打上げ成功により、応用宇宙活動の問題(当時は通信と気象が生じた。それは、科学衛星だけでなく応用衛星をも開発・製造するのかという問題であった。一九六八年―七二年に七つの衛星を打ち上げたが、これは次のELDOではなくESROが衛星を製造し打ち上げたのである。

欧州ロケット開発機構 (European Organization for the Development and Construction of Space Vehicle Launchers (E.L.D.O)) は、一九六二年四月三〇日署名、一九六四年二月二九日発効の条約により設立され、低軌道への衛星打上げを可能とするロケットの開発を目的としていた。しかし、参加した産業が各国の防衛分野とも関係していたこと、また、計画の資金についての問題等により、所期の目的を達成しないまま一九七三年には、実質的にプログラムを終了することとなった。

ESAの設立は、一九七二年一月の欧州宇宙会議における、ESROとELDOを一つの新しい機構とするという決定に始まった。この会議により設けられた作業グループが条約草案を準備し、一九七三年七月三一日に、欧州宇宙会議は一九七二年一月の決定を確認し、ガイドラインを決定した。一九七五年四月一五日、欧州宇宙会議は条約草案を承認した。

一九七五年五月三〇日、仏政府の招請によりESA設立のための外交会議がパリで開催された。同日、会議は「欧州宇宙機関の設立のための条約」⁽⁵¹⁾を採択し、署名のために開放した。発効は同条約第二条により、ESRO及びELDOの一〇加盟国が批准、受諾したときとされた。

外交会議において、多くの決議が採択された。そのうちの一つは、ESAの事実上の機能開始についてであった。⁽⁵²⁾ ESROとELDOの条約は、ESA条約が発効するまでは活動の法的根拠とされるはずであったが、外交会議のうち、ESRO理事会は直ちにESROの名称変更を決定し、一九七五年五月三一日よりESAの名のもとで活動を行うことに合意した。このことは各国政府が新しい機構への円滑な移行の意思を明らかにしたものと考えられる。また、ESA条約の署名は、これまでの関係レベルの欧州宇宙会議でなされてきた欧州の宇宙政策の再検討等の政治的プロセスの終了を意味していた。⁽⁵³⁾

ESAは、加盟国の代表よりなる理事会と事務局長とから成り立っている。理事会は立法機関としての機能を有す

る他、政策決定、活動計画の承認、年間作業計画・予算の承認、新加盟国の容認、一般的措置についてを担当している。

事務局長は、E S A の執行機関であり、機関を代表するとともに、理事会への活動・プログラム案の提出等を行っている。この事務局長及びスタッフは国際的性格を有し、任務の遂行に際して、各国政府や外部機関の指示を求めたり受けたりしてはならないとされている。

E S A の加盟国は現在一三カ国であり、他にフィンランドが準加盟国となっている。また、カナダとも密接な関係を有している。⁽⁵⁴⁾

b 活動・任務

E S R O / E L D O と E S A との違いとしては、「利用」「応用」が条約中に規定されたこと、目標の設定と各国の利害の調整を行うこと、各国の国内計画と欧州の計画の調整、国内計画の「欧州化」、産業政策の立案・実施があり、また、情報、データの交換・配布も任務とされている。なお、国内計画の「統合」は附属書Ⅳの特別手続によりなされる。

E S A の活動は(1)義務的活動(2)選択的活動(3)運用的活動の三種類に分類される。義務的活動には、資料の収集・配布、科学計画の立案・実施等が含まれ、すべての加盟国が参加する。選択的活動には、衛星その他の宇宙システムの設計、開発、製造、打上げ、軌道上への投入、管理、並びに、打上げ施設その他の宇宙運送システムの設計、開発、製造、運用が含まれており、加盟国は任意に参加する。また、運用的活動については、別に機関が設置され、この活動のための費用はE S A の予算には含まれず、利用者の負担とされている。

E S A の科学計画には、ガンマ線の測定等を行うためのC O S B、一〇万個の恒星の位置と移動速度を正確に測

定するためのヒッパルコス、ハレー彗星に関するジオット、太陽の構造等を研究するためのユリシーズ等がある。これらの活動のため、米国のロケット又はアリアンロケットにより衛星が打ち上げられている。国際協力は欧州の宇宙活動計画においての特徴の一つとされ、ESAの科学衛星、宇宙探査には、米、カナダ、ソ連、日本の研究所、科学者が参加している。

ESAの役割は、衛星の製造、運用のほか、新しい打上げ機アリアンおよび有人宇宙実験室スペースラブの開発であった。

ESAの初期の応用プログラムには、一九七七年の気象衛星の METEOSAT 1、通信衛星の OTS 2 があり、両者とも米国により打ち上げられた。ヨーロッパの宇宙活動で、最も知られているのは打上げ機のアリアンである。欧州の独自のロケットであるアリアンは、一九七九年一月二四日に仏領ギアナのクールー基地より発射され、打上げに成功した。アリアンのマーケティングとセールスは、アリアンスペース社によりなされており、商業衛星打上げの世界市場の五〇%以上を占めている⁽⁵⁵⁾。また、スペースラブ計画により、一九八三年一月二八日に米国のシャトルがスペースラブを一〇日間地球軌道に置き、これにより、乗員宇宙飛行のための安全基準、宇宙飛行士の訓練についての知識を獲得することとなった。

ESAに関して特徴的なのは、その産業政策である。欧州の産業政策の開発と実施は設立条約のなかで規定されたESAの目的の一つでさえある。この為に二つの基本的な方法がある。第一は、大規模プロジェクトについての産業コンソーシアムの設立であり、第二は、研究および小規模開発計画はESAにより直接なされるという点である。

一九七九年から一九八三年にかけて立案されたものに、ERS 1、オリンパス、ユーレカの計画がある。宇宙からの地球探査は最近、重要となってきた課題の一つで、伝統的な軍事的偵察に加えて、多くの新しい活動分野があり、部分的には商業的利益もあるとされている。気候学、環境への被害の観察、海洋学、穀物価値の評価等が対象範囲に

含まれている。ESAは環境の諸要因の観察について重視し、ERS1は海洋と大気の相互作用の研究を意図している。また、ヨーロッパ企業と協力して開発中の二種類の衛星、通信衛星オリンパスとユーレカがある。

欧州長期宇宙計画に関しては、一九八四年にESAの科学活動のための長期計画の「ホライゾン二〇〇〇」が合意された。これに続いて、すべての欧州宇宙活動についての包括的な長期計画が考慮された。一九八五年一月にESA加盟一三カ国の関係閣僚が会し、ESAの事務局長に長期計画案の作成・閣僚レベル会議への提出を委託、三年の準備ののち、一九八七年一月にハーグでのESAの閣僚レベル会議において決定された。この長期計画には三つの目的があり、第一に宇宙における欧州の独立と自治、第二にユーザープログラムとインフラストラクチャーとのバランス、第三に関係宇宙訓練の実施と特別な分野の考慮であった。この会議により定められた主要な将来の欧州宇宙計画には、(1)アリアン5(2)コロンブス(3)エルメス(4)強力な通信衛星(エルメス、宇宙基地、無人のESA衛星との通信)が挙げられている。

c 対外関係

国際機構の法主体性の基準としては、例えば、条約締結権、特権・免除、国際請求、出訴権、責任、使節権等があげられる。⁽⁵⁶⁾ ESAは、設立条約第一四条により、理事会の全会一致の決定により、他の国際機構、非加盟国と協力のために協定を締結しようとされていることから、条約締結権を有すると解せられ、実際にも様々な国際協定を締結している。

宇宙条約には、国際機構の直接の参加を認める条文が存在しないので、第一三条により、条約の規定は加盟国を通じてESAに適用される。宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約については、ESAが受諾宣言を行っていることから、当該諸条約の規定が適用される。月協定にも受諾宣言をなしうるとする規定があるが、構成

国の過半数が月協定の当事国であることという要件を満たしていないので、現在のところ宣言を行うことはできない。国際機構およびその構成員・財産に対して与えられる特権・免除は、被った損害を如何なる方法により請求することができると密接な関係を有している。例えば、国内的救済完了の原則は、国際的に保護される者については適用されないことが知られている。従って、国際機構に付与される特権・免除の範囲次第では、国際責任を生ぜしめる国際違法行為の存在の認定に影響を及ぼすものと考えられる。⁵⁷⁾ ESAの法的地位について、設立条約第一五条は、ESAが法人格を有することを明記しており、ESAとスタッフ、専門家、加盟国の代表は附属書Iにより特権、免除等を享有する。ESAは管轄権と執行権、財産の徴用、直接間接税の免除を享有している。

現在、ESAの本部はパリに置かれているが、その他にもイタリアに欧州宇宙研究所(ESRIN)、オランダに欧州宇宙技術センター(ESTEC)、イタリアに欧州宇宙運用センター(ESOC)がある。また、米国には、二カ所に事務所を有している。

ESAは、宇宙損害責任条約により責任を負うことのある宇宙活動を行っている。それは、四段階に分類される。第一は、初期の、衛星を他の団体(例えばNASA)に打ち上げさせていた段階である。第二は、自らの衛星を自ら打ち上げる段階である。第三は、他国のために衛星を打ち上げる段階であり、第四は、非政府団体(リアンスペース社)によって衛星を打ち上げさせるという段階である。これらすべての段階において、ESAは宇宙損害責任条約にいう「打上げ国」となり、打ち上げた宇宙物体により損害が生じた場合には、賠償責任を負うことになる。これら四つの場合に、様々な法制度(特別の協定、国内法、国際法)が適用されるので、責任の問題は非常に複雑となるが、ESAが宇宙損害責任条約について受諾宣言をなしていることから、第一次的な賠償責任を負うことになる。

この点について、ESAの活動分野が拡大したことから、加盟国がすべての活動に参加しているのではなく、科学プログラムのような義務的なものと任意的なものに区分されていることに注目する考え方がある。この区別により、

財政的負担も異なり、また、決定・実施についての制度も違っている。従って、例えば、加盟国の選択に委ねられている活動については、当該活動に参加する国が賠償責任を負うとする主張も条約起草の際にあったが、現行の規定からは、いずれの加盟国に対しても請求することが可能である。被害者保護の観点からは、現在の条約規定が優ったものと解される。

国際請求については、宇宙損害責任条約第二条は国際機構が宇宙物体により被った損害は、機構の構成国で条約の締約国を通じて請求がなされると規定している。従って、ESAは宇宙物体により被った損害について直接に国際請求を打上げ国に提起することはできない。ただし、ESAの国際請求の提起がこのように限られるのは、宇宙損害責任条約に基づく場合であり、これ以外の場合にESAが直接に国際請求をなす可能性はある。その場合には、ESAの国際法上の権利・義務を考慮しなければならない。なお、宇宙損害責任条約に基づく請求には、第一条の国内的救済措置に関する規定が適用される。

ESA設立条約は国際仲裁裁判所により、加盟国間又は加盟国とESAとの条約の適用、解釈に関する紛争を解決すると規定している。この裁判所はESAにより起こされた損害についての加盟国とESAとの紛争、非契約上の責任に係わる紛争、事務局長・スタッフの係わる紛争に対しても管轄権を有している。

- (49) ソビエトと社会主義諸国よりなるインターコスモスが一九七六年七月署名、一九七七年三月発効の協定により設立されたが、これは、制度的な国際機構ではない。Vershshetin, *Intercosmos: Present and Future*, 1 *ANNALS OF AIR AND SPACE LAW* 243 (1976).
- (50) 宇宙救助返還協定については一九七五年十二月三十一日、宇宙損害責任条約については一九七六年九月二三日、宇宙物体登録条約については一九七九年一月二日に受諾宣言を行っている。
- (51) 14 *I.L.M.* 864 (1975).
- (52) *Id.* at 857-858.

- (53) Kalenecker, *The European Space Agency (ESA)*, 1 MANUAL ON SPACE LAW 427, 427-428 (N. Jasentuliyana & R. S. K. Lee ed. 1979).
- (54) 加盟国は、ベルギー、デンマーク、仏、西独、アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、オーストリア、ノルウェーである。ノルウェーとオーストリアは当初、準加盟国であった。フィンランドは、一九八六年九月一九日署名、一九八七年一月一日に発効した協定により準加盟国となった。協定の有効期間は五年である。また、ESAとカナダとの間には協定が結ばれ、カナダがESAの特定の計画に参加している。なお、日本との間には、一九七二年二月一二日に、「宇宙開発に関する日本国と欧州宇宙研究機構(ESRO)との間の協力に関する交換公文」がある。
- (55) Bouteily, *La production du lanceur ARIANE*, 6 ANNAIS OF AIR AND SPACE LAW 279 (1981); Chappet, *Armespace: première société commerciale de transport spatial*, 110 JOURNAL DU DROIT INTERNATIONAL 695 (1983).
- (56) 例え⁴⁴ I. BROWLIE, PRINCIPLES OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW 683-689 (4th ed. 1990) 参照。
- (57) 国際法委員会草案第一部第二二条は、「国内的救済の完了について規定しているが、この例外として、特別な保護を享受する外国人(外交官等)について、国家機関として権利侵害を受けた場合を挙げている。村瀬信也監訳『国家責任』に関する条文章案注釈(二・定)、『立教法学』二四号一八三頁(一九八五)。
- (58) Bouteily, *Coopération internationale et droit de l'espace*, J. DUTHEIL DE LA ROCHE, DROIT DE L'ESPACE 47, 63 (1988).
なお、ESA理事会は「このような場合の内部関係について決議を採択している模様である」。

結 語

宇宙条約を除き、他の宇宙関係諸条約が、国際機構への条約の適用を認めていることは、宇宙法体系の中では、国際機構に法主体性を付与する態度を認める傾向にあるものと考えられる。しかしながら、その方式は、国際機構による条約規定の受諾宣言に基づくものであり、条約の当事者として国家と同様の立場に立たせるものではない。

国際機構の国際条約への参加方式として宇宙条約以外の宇宙諸条約で一貫して採用された受諾宣言の方式は、ウイ

ーン条約法条約における第三国の規定の中で、義務について定められている書面による同意の規定と類似している。国際機構自体が条約作成に参加し、当事者であることを想定している、一九八六年の国際機構条約法条約にも第三条に第三者に義務を課す場合についての規定がある。これらのウィーン条約法条約第三七条および国際機構条約法条約第三七条では、同意の撤回についても規定されているに較べると、宇宙関係諸条約は受諾宣言の取扱についての明確な規定を欠いている。また、この宇宙関係諸条約で採用された受諾宣言方式は、例えば、一九八二年の国連海洋法条約や一九八五年のオゾン層の保護のためのウィーン条約と比較すると国際機構の当事者としての参加を認めていない点では不十分なものとも言えよう。ただ、条約上に国際機構の地位が明確にされている限りにおいては肯定的な評価も与えられる。

この様な国際機構への規定適用の一般的傾向のなかで、宇宙法において特徴的な損害賠償責任、すなわち、無過失責任の国際機構への適用が問題となる。国際機構の国際責任が国家の国際責任と同様に国際違法行為に基づく限りでは、国際機構と国家との間に、いくつかの特徴的な差異は有るものの、本質的な違いはないと解されよう。国家と同様に、国際機構は、機構に帰属する違法行為より国際責任を負うものと考えられ、これは、その法主体性の必然的な結果にすぎない⁵⁹⁾とされる。他方、無過失責任については、新たに導入された条約規定によるという意味では締約国たる国家と受諾宣言をなした国際機構との間に差異はないが、条約上、国際機構については、損害の範囲が機構職員との関係で不明確であり、国際請求の提起についての制限が加えられている。また、賠償責任を国際機構とその構成国との間で連帯して負うとしていることは、構成国が宇宙活動を実際にコントロールしていることからではなく、むしろ、賠償の確保という観点からの規定と考えることができる。

これらの規定が実際に適用される国際機構の一つがEISAである。宇宙活動は、EISA設立条約の前文にも明記されているように、単独の国家的、技術的、財政的資源で行うのにはあまりにも広大な分野であり、この点からも

国際協力が求められている。⁽⁶⁰⁾ 国際協力の制度的実現として国際機構を眺めるとすれば、このような協力の形態は益々その必要性が認められることになる。

国際機構が宇宙活動について権利を享有し、義務を受諾する法的地位に置かれることが重要であるとされた時期に較べると、E S A だけを見てもその活動分野が飛躍的に広範なものとなってきている。宇宙空間の商業利用が意図され、私企業の参加の拡大が予想されるこれからの時代に、国家に関してだけでなく、この状況を踏まえた国際機構の諸活動を律する国際法規の一層の明確化が不可欠であろう。

高度の危険性をともなう宇宙活動に従事する国際機構への国際法の適用が認められ、特に、国際機構もまた無過失の賠償責任を負うとされたことは、その適用の方式等に問題の残るものの、大きな意味を持つと考えられる。これと同時に、直接放送衛星、リモートセンシング等の分野における活動より生ずる国際責任について、国際機構をも対象範囲とする詳細な宇宙法の存在が必要とされる。

(59) D. Neuman Quoc, *supra* note 46 at 687.

(60) 米国、カナダ、E S A 加盟国のうちの九カ国、及び日本との間で宇宙基地計画に関する協定が宇宙基地に関する各参加国間の長期的な国際協力の枠組を確立することを目的として、一九八八年に締結されている。

(19) FitzGerald, *supra* note 43, at 280.